

大木町議会基本 条例を制定しました!

議会基本 条例って何?

町民の意見を反映しながら、町政における一つひとつの課題を的確に解決し、地方議会としての役割を果たすために、議会、議員及び委員会の活動原則並びに町民と議会及び議会と町長その他の執行機関との関係等を明らかにし、町民に分かりやすい開かれた議会づくりを実現するためいろんな事を制定しました。

どんな事を 制定したの?

第8に、議会は、その有する監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るため、必要な情報及び分かりやすい説明資料の提出、説明を求めることができることとし、積極的に議員相互間の討議に努めます。

第6に、議会と町民との関係について、議会は、町民の意向を議会活動に反映することができるよう、町民の参画する機会の確保に努めるものとし、町民との意見交換会を開催します。

第4に、委員会(常任、運営、特別)の活動原則を定め、委員間の自由な討議により、政策提言及び条例、意見書等の議案提出を積極的に行い、一般質問、議会だより等の方法によって町民に公開し、分かりやすい報告を行います。

第1に、議会の基本理念および基本方針を定め、議会の役割を明らかにし、町民の負託に応えることにより、開かれた議会を目指します。

第9に、議員研修、議会事務局の体制整備及び議会図書室の充実に努めます。

第7に、議会と町長等との関係については、二元代表制の下、議会は町長等と常に緊張ある関係を構築し、町長等との立場および権能の違いをふまえ、議会活動を行います。

第5に、全員協議会の活動原則を定め、活発で円滑な議会運営及び議会活動を行います。

第2に、議員の責務および活動原則などを定め、議員間の自由な討議により、合意形成に努め、政策提言及び条例、意見書等の議案提出を積極的に行い、町民の負託に応えます。

第10に、議員の身分、待遇及び政治倫理について規定しています。

なお、この条例について、議会は、町民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることにしています。

※それぞれの条文についての解説は町ホームページに掲載しています。



第3に、議員は、一部団体及び地域の代表にとどまらず町の発展と町民全体の福祉の向上を目指します。